

# 令和6年度山梨県サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者実践研修実施要領

## 1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とする。

## 2 実施主体 山梨県（事業委託先：社会福祉法人山梨県障害者福祉協会）

## 3 受講対象者

(1) サービス管理責任者等基礎研修の修了者で、①もしくは②の実務経験（OJT）等を満しており、山梨県内の指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者等として従事している者もしくは従事しようとする者。

① 障害福祉サービス事業所等において、相談支援業務または直接支援業務に従事した経験が、サービス管理責任者等基礎研修を修了後、本研修開始前（令和6年5月31日）までに通算2年以上ある。

② 次のアからウをすべて満たしている。

ア サービス管理責任者等基礎研修受講開始時点でサービス管理責任者等の配置に係る実務経験を満たしている。

イ 障害福祉サービス事業所等において通算6ヶ月以上、個別支援計画作成の業務に従事している。

ウ ア及びイの業務に従事することについて指定権者に届出を行っている。

(2) サービス管理責任者等更新研修未修了者

平成30年度以前のサービス管理責任者等研修および相談支援従事者初任者研修講義部分を修了した者でサービス管理責任者等更新研修の修了者となっておらず、現在サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者としての資格を失効している者。（実践研修受講のための実務経験は不要です。）

### ※ 受講に当たっての注意点

#### 1 みなし配置について

実務経験者が、令和3年度に、サービス管理責任者等基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間は、サービス管理責任者等としてみなし配置することができます。この場合において、みなし配置されたサービス管理責任者等が、正式にサービス管理責任者等となるには、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了者となる必要があります。

## 2 実践研修受講終了後の取り扱い

実践研修修了者は5年の間に更新研修の受講が必要となります。ただし、更新研修を受講するにあたっては「①5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験がある、又は、②現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員として従事」が必要となります。実践研修を受講されても、①②を満たせない場合は更新研修を受講できず、再度実践研修の受講が必要となりますのでご注意ください。

## 4 研修日時と会場

研修は全4日間で、研修時間は概ね9時～17時です。申込状況によって会場を変更する場合があります。詳しくは受講決定時にお知らせ致します。

	開催日	会場
1日目	令和6年5月31日(金)	ぴゅあ総合 大研修室
2日目	令和6年6月4日(火)	小瀬スポーツ公園武道館 会議室
3日目	令和6年6月7日(金)	ぴゅあ総合 大研修室
4日目	令和6年6月11日(火)	ぴゅあ総合 大研修室

## 5 カリキュラム

「サービス管理責任者等実践研修」標準カリキュラムに基づき実施します。

	科目名	
1	障害福祉の動向に関する講義	障害者福祉施策の最新の動向
2	サービス提供に関する講義及び演習	モニタリングの方法
		個別支援会議の運営方法
3	人材育成の手法に関する講義及び演習	サービス提供職員への助言・指導について
		実地教育としての事例検討会の進め方
4	多職種及び地域連携に関する講義及び演習	サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の役割
		協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組
		サービス担当者会議と協議会の活用についてのまとめ

## 6 定員 36名

申込者数が定員を上回った場合は、3受講対象者(2)の方を優先いたします。今回受講できない方は、秋以降に開催予定の第2回の研修会にお申し込みください。

## 7 申込方法

次の提出書類を郵送先まで送付してください。追跡可能な郵便をご利用頂くことをお勧めします。また、提出書類の内容等について確認の必要な場合がありますので余裕をもったお申込みにご協力下さい。

申込受付後、研修受講決定者には研修受講決定通知書を郵送します。

### ◇提出書類

#### (1) サービス管理責任者等基礎研修の修了者

受講申込書（別紙1）

実務経験証明書（別紙2）OJTの期間が2年以上の方

実務経験証明書（別紙3）OJTの期間が6ヵ月以上2年未満の方

「サービス管理責任者等基礎研修」の修了証書の写し

「相談支援従事者初任者研修」の修了証書または受講証明書の写し

#### (2) サービス管理責任者等更新研修未修了者

受講申込書（別紙1）

「サービス管理責任者等研修」の修了証書の写し

「相談支援従事者初任者研修」の修了証書または受講証明書の写し

### ◇郵送先

〒400-0005

甲府市北新1-2-12 福祉プラザ1F

山梨県障害者福祉協会 小林 行

### ◇申込期限

令和6年4月30日（火）必着

## 8 受講費用 9,000円（税込）

研修受講決定通知時に払込取扱票等の関係書類を同封致しますので、令和6年5月24日（金）までに振込を行ってください。払込後、ご自身の都合で受講できなくなった場合、返金には応じられませんのでご了承ください。

## 9 事前課題について

受講にあたっては、事前に課題に取り組んでいただく必要があります。詳細は受講決定通知時にお知らせいたします。2週間程度で課題を行って頂き、研修初日、受付にて提出してもらうことを予定しています。なお、事前課題への取り組みが不十分であると判断した場合には、研修の受講決定を取り消す場合があります。

## 10 修了証書の交付

研修修了者には山梨県知事名の修了証書を交付します。

※研修の修了は、カリキュラムのすべての講義・演習を受講することを要件とします。研修への15分以上の遅刻、早退、離席等があると修了証書の交付はできません。また、居眠りや携帯電話の使用など著しく受講態度が良くない場合、あるいはグループワークの取り組み状況によっては、修了証書を交付できない場合があります。

## 11 その他注意事項

- (1) 受講者の氏名および事業所名は、研修当日の受講者名簿に記載する予定です。  
目的外使用は致しませんのでご理解をお願いします。
- (2) 自然災害等による急な日程の変更は山梨県障害者福祉協会のホームページ  
(<http://www.sanshoukyou.net>) にその旨を掲載致しますのでご確認下さい。

## 12 研修に関する問い合わせ先

山梨県障害者福祉協会 小林

電 話 055-252-0100 (8時30分～16時30分)

F A X 055-251-3344

※当協会は月曜日が休業日となっております。